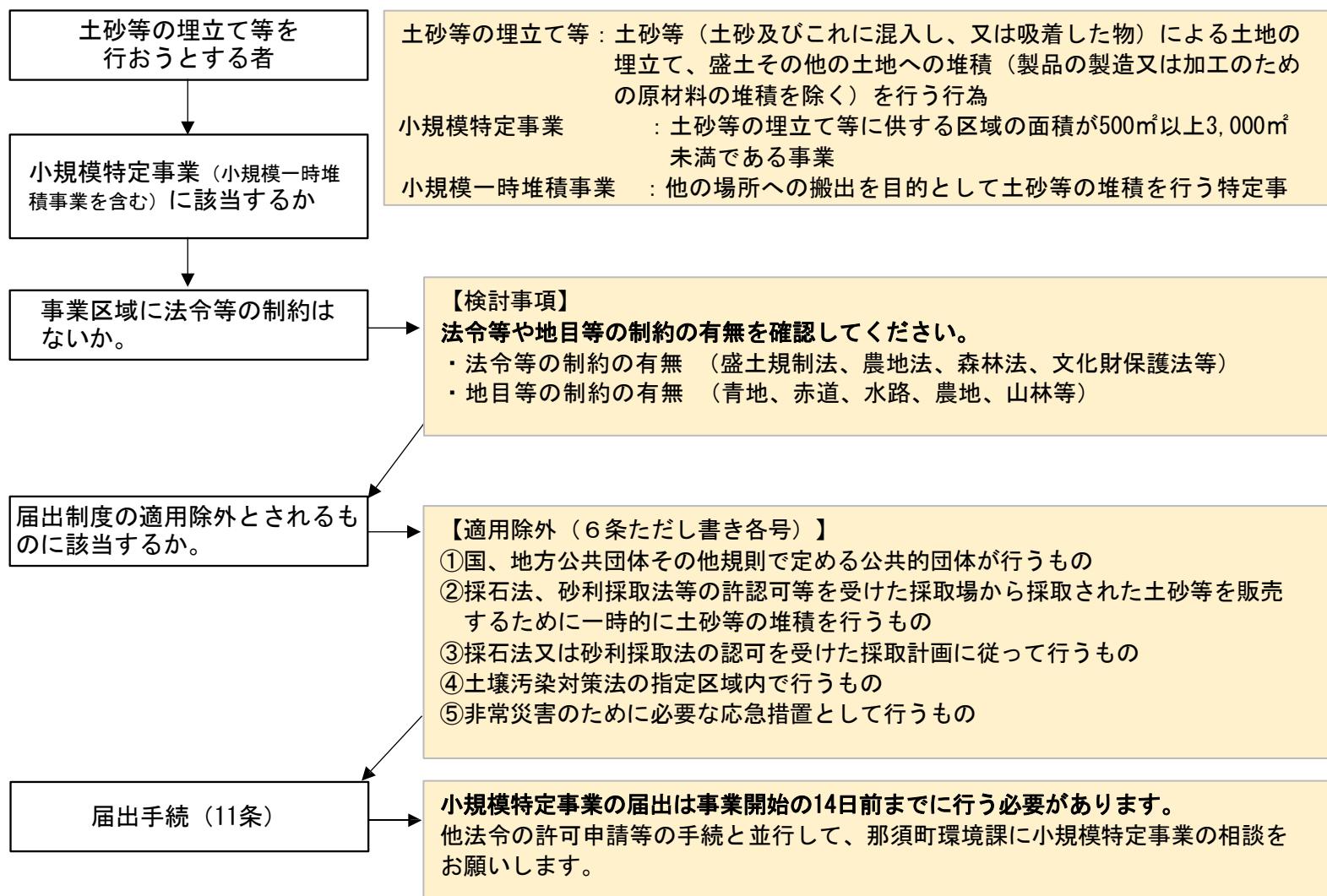


「那須町土砂等の埋立て等による土壤の汚染の防止に関する条例」における届出制度の概要

◇ 小規模特定事業の届出から事業終了までの大きな流れは、以下の通りです。

1 届出までの流れ



2 小規模特定事業施工時の義務

【全ての事業者が行うもの】	
①土砂等の搬入の届出（11条）	→ 採取場所ごと、かつ5,000m ³ ごとに土砂等発生元証明書及び計量証明書等を添付
②土砂等管理台帳の作成及び土砂等の量等の報告（12条）	→ 土砂等の搬入・搬出量等を記載する。 6か月（小規模一時堆積事業は3か月）ごとに当該6か月（3か月）を経過した日から2週間以内（完了時等はその届出時）
③水質検査等の実施及び結果報告（13条）	→ 6か月（小規模一時堆積事業は3か月）ごとに当該6か月（3か月）を経過した日から2週間以内
④関係書類の縦覧（14条）	
⑤標識の掲示等（15条）	

【必要に応じて行うもの】	
①事前変更届出（7条1項）	→ 小規模特定事業の計画の変更（軽微な変更を除く）をする場合、事前に届出
②事後変更届出（7条2項）	→ 氏名・住所、土砂等の量等の軽微な変更については、変更後、遅滞なく届出

3 小規模特定事業の完了

小規模特定事業の完了	完了の届出（16条1項） + 土砂等の量等の報告（12条2項）	水質検査等の実施及び結果報告（16条2項）
------------	---------------------------------------	-----------------------